南島原市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において「実施機関」とは、市長(水道事業管理者及び下水道事業 管理者の権限を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農 業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- 2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報 の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)において使用する用語の例によ る。

(開示請求に係る手数料)

- 第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。
- 2 法第87条第1項の規定により写しの交付を行う場合において当該写しの作成及び 送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(開示請求の手続)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(不開示情報)

第5条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、南島原市情報公開条例(平成18年南島原市条例第10号)第7条第1号ウに掲げる情報(法第78条第1項第2号ハの規定により開示することとされている情報を除く。)とする。

(開示決定等の期限)

- 第6条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合

において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

- 第7条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正決定等の期限)

- 第8条 訂正決定等は、訂正請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

- 第9条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(南島原市個人情報保護審査会の設置)

第10条 法第105条第3項において準用する同条第1項及び南島原市議会の個人情報の

保護に関する条例(令和5年南島原市条例第12号)第45条の規定による諮問に応じ、 審査請求について調査審議するため、南島原市個人情報保護審査会(以下「審査 会」という。)を置く。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。
 - (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
 - (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
 - (3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用の細 則を定めようとする場合

(審査会委員)

- 第11条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。
- 2 審査会の委員(以下「委員」という。)は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と する。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限等)

- 第12条 審査会は、必要があると認めるときは、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関(議会を含む。以下「諮問実施機関」という。)に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対しその提示された保有個人情報の開示を求めることができない。
- 2 審査会から前項の規定による求めを受けた諮問実施機関は、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正 決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作 為に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分

類し、又は整理した資料を提出するよう求めることができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で 定める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(南島原市個人情報保護条例の廃止)

- 第2条 南島原市個人情報保護条例(平成18年南島原市条例第11号)は、廃止する。 (経過措置)
- 第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の南島原市個人情報保護条例 (以下「旧条例」という。)第3条第2項の規定による職務上又はその業務に関し て知り得た旧条例第2条第4号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」とい う。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない責務 については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
 - (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していたもの
 - (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- 2 この条例の施行の日前に旧条例第17条、第23条又は第25条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第10号に規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 - (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前に

おいて旧実施機関の職員であった者

- (2) 第1項第2号に掲げる者
- 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧 実施機関が保有していた旧条例第2条第6号に規定する保有個人情報をこの条例の 施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 5 本条の規定は、本市の区域外にある者に対しても適用する。
- 第4条 旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失 効後も、なお従前の例による。

(南島原市情報公開条例の一部改正)

第5条 南島原市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「南島原市個人情報保護条例(平成18年南島原市条例第11号)第2条第5号」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項」に改める。

第11条第1項中「起算して」を削り、同条第4項中「起算して60日」を「45日」に改め、同条第5項中「起算して60日以内にそのすべて」を「45日以内にその全て」に改め、同項第1号中「すべてについて60日」を「全てについて45日」に改め、同項第2号中「60日」を「45日」に改める。

第16条の見出しを「(開示請求に係る手数料)」に改める。

(南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年南島原市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表個人情報保護審議会委員の項を削る。

(南島原市エコ・パーク条例の一部改正)

第7条 南島原市エコ・パーク条例(平成18年南島原市条例第137号)の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「南島原市個人情報保護条例(平成18年南島原市条例第11号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

(南島原市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

第8条 南島原市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成18年 南島原市条例第197号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「南島原市個人情報保護条例(平成18年南島原市条例第11号)第11条」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

(南島原市債権管理条例の一部改正)

第9条 南島原市債権管理条例(令和3年南島原市条例第24号)の一部を次のように 改正する。

第6条第1項中「南島原市個人情報保護条例(平成18年南島原市条例第11号)第2条第1号に規定する実施機関」を「南島原市個人情報保護法施行条例(令和5年南島原市条例第4号)第2条第1項に規定する実施機関及び議会」に改める。